

郡山市民ふれあいプラザ申請受付に関する事務処理要領

平成20年 5 月19日制定

令和 2 年 3 月30日一部改正

[市民部市民課]

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市民ふれあいプラザ（以下「ふれあいプラザ」という。）の申請受付に関し、郡山市民ふれあいプラザ条例（平成13年郡山市条例第16号。以下「条例」という。）及び郡山市民ふれあいプラザ条例施行規則（平成13年郡山市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(団体等の登録)

第2条 ふれあいプラザを初めて使用しようとする団体等は、郡山市公共施設案内予約システム（以下「予約システム」という。）による郡山市公共施設利用者登録申請書（団体登録用）に団体等の概要が確認できる書類を添えて、予約システムに利用者登録をしなければならない。

(登録の取消し)

第3条 市長は、前条の登録をした団体等が条例又は規則に違反したときは、その登録を取り消すことができる。ただし、使用許可申請を妨げるものではない。

(受付場所及び受付時間)

第4条 第2条の登録をする場合の受付場所は、郡山駅前ビッグアイ6階の郡山市民サービスセンター（以下「市民サービスセンター」という。）とする。

2 規則第2条第1項の規定による使用許可の申請（以下「申請」という。）をする場合は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 市民サービスセンター窓口での申請
- (2) 市民サービスセンターへの電話による申請
- (3) 予約システムによる申請

3 第1項、第2項第1号及び第2号に規定する場合の受付時間は、市民サービスセンターの休所日（以下「休所日」という。）以外の日の午前10時から午後7時までとし、第2項第3号に規定する場合の受付時間は24時間とする。

4 規則第2条第1項に規定する申請の期間の初日（以下「申請受付開始日」という。）は、市民サービスセンター窓口でのみ申請を受け付けるものとする。ただし、該当日が休所日の場合は、その翌開所日を申請受付開始日とする。

(申請の受付順位)

第5条 申請の受付順位は、先着順とする。

2 前項の規定にかかわらず、申請受付開始日において、午前10時の受付開始時に同一室かつ同一時間の使用を申請しようとする者が複数いた場合は、抽選により決定する。

(優先受付)

第6条 規則第2条第2項に規定する申請の期間外であっても申請することができる催し物等については、次に掲げるものとする。ただし、申請者は、催し物等の概要が確認できる書類を市民サービスセンターに提示しなければならない。

- (1) 市又は郡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が主催する展示
- (2) 市又は教育委員会が共催する展示（使用申請者が複数いた場合は、恒例的に実施されてい

るものを優先する。)

(3) (公財) 郡山コンベンションビューローの支援を受けて開催される展示

(4) 社会福祉法人郡山市社会福祉事業団に運営業務を委託している郡山市あさかの学園大学の授業の一環としての展示

(5) 全国的又は全県的な規模の展示

(使用の手続き)

第7条 ふれあいプラザの使用許可又は使用変更許可を受けた団体(以下「使用者」という。)は、使用を開始する前に規則第3条に規定する使用許可書又は規則第4条第2項に規定する使用変更許可書を市民サービスセンターに提示しなければならない。

(使用許可時間)

第8条 ふれあいプラザの使用許可又は使用変更許可を受けた時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

(使用後の報告)

第9条 使用者は、ふれあいプラザの使用を終了したときは、速やかに郡山市民ふれあいプラザ利用報告書(別記様式)を市民サービスセンターに提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。